

バイオマス利用対策交付金等交付要綱

制 定 平成20年4月1日付け19農振第2036号
改 正 平成22年4月1日付け21農振第2139号
農林水産事務次官依命通知

第1 農林水産大臣は、農村地域における農業資源を活用し、循環型社会の構築や国産の稲わら等のバイオマスに由来する輸送用燃料の生産拡大を推進するため、地域バイオマス利活用交付金実施要綱（平成19年3月30日付け18環第275号農林水産事務次官依命通知。以下「地域バイオ実施要綱」という。）、バイオ燃料地域利用モデル実証事業実施要綱（平成19年4月2日付け18農振第1956号農林水産事務次官依命通知。以下「バイオ燃料実施要綱」という。）、ソフトセルロース利活用技術確立事業実施要綱（平成20年4月1日付け19農振第1819号農林水産事務次官依命通知。以下「ソフトセルロース実施要綱」という。）に基づき実施される事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助事業者に交付金又は補助金（以下「交付金等」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2 バイオマス利用対策交付金等の予算科目については次の科目をいう。

交 付 金 等		予 算 科 目
バイオマス利用対策交付金	地域バイオマス利活用交付金 バイオ燃料地域利用モデル実証事業 ソフトセルロース利活用技術確立事業	1 バイオマス利用対策推進交付金 2 バイオマス利用対策整備交付金 3 成果重視事業バイオ燃料技術実証事業費補助金 4 成果重視事業ソフトセルロース活用技術確立事業費補助金
上記以外	地域バイオマス利活用交付金	牛肉等関税財源畜産振興バイオマス利用対策整備交付金

第3 第1に規定する事業に要する経費及びこれに対する交付率等は、別表1から別表4までに定めるとおりとする。

第4 別表1から別表4までに掲げる事業に係る経費の相互間の流用をしてはならない。

第5 実施期間が複数年度にわたる場合の別表1から別表3までの事業の交付限度額は、地域バイオ実施要綱第6、バイオ燃料実施要綱第6、ソフトセルロース実施要綱別紙2第7により交付を行うこととされた地域バイオ実施要綱第4の1の（1）、バイオ燃料実施要綱第4の4の（2）、ソフトセルロース実施要綱別紙2の第6の2の（1）の事業実施計画書の交付額とする。

2 別表1から別表3までの事業の交付額（単年度交付額）は、次に掲げる式により算出した額を超えない範囲内とする。

$$\text{単年度交付額} = \text{交付限度額} \times A - B$$

A : 交付金が交付された年度の年度末における交付金対象事業の進捗率の見込み

B : 前年度までに交付された交付金の総額

進捗率 : 交付金対象事業の事業費に対する執行事業費の割合

- 3 交付金の交付後、事業の進捗率に変更があった場合、事業実施計画に記載された事項に反しない限り、当該年度に交付されるべき金額と交付された金額との差額については、次年度以降に調整することができる。ただし、当該年度に交付された交付金の額が、当該年度における変更された交付されるべき金額を超えない場合に限る。

第6 適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び規則第2条に規定する申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとする。

- 2 前項の申請書は、地方農政局長等（北海道及び補助事業者の主たる事務所が北海道に所在する場合並びに別表3の事業欄3に掲げる事業にあつては農林水産大臣、沖縄県及び補助事業者の主たる事務所が沖縄県に所在する場合にあつては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）第11のただし書を除き、以下同じ。）に正副2部提出しなければならない。

- 3 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないもの（事業主体に係る部分）については、この限りでない。

第7 規則第2条の規定による申請書の提出の時期は、毎年度補助事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長等が別に定める日までとする。

第8 補助事業者は、規則第3条第1号の規定に基づき地方農政局長等の承認を受けようとする場合には、別記様式第2号による変更承認申請書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

第9 規則第3条第1号イ及びロの農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表1から別表4までの軽微な変更の欄に掲げるとおりとする。

第10 補助事業者は、規則第3条第2号の規定に基づき地方農政局長等の指示を求める場合には、事業の遂行状況とともに事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由を記載した書類正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

第11 適正化法第12条の規定に基づく報告は、交付金等の交付のあった年度の各四半期（第4・四半期を除く。）の末日現在において別記様式第3号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

ただし、地方農政局長（北海道及び補助事業者の主たる事務所が北海道に所在する場合並びに別表3の事業欄3に掲げる事業にあつては農林水産省農村振興局長、沖縄県及び補助事業者の主たる事務所が沖縄県に所在する場合にあつては沖縄総合事務局長）が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。

第12 規則第6条第1項に規定する実績報告書の様式は、別記様式第4号によるものとし、その提出部数は正副2部とする。

- 2 第6の3ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該交付金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを交付金等額から減額して報告しなければならない。

- 3 第6の3ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第5号により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等の返還命令

を受けてこれを返還しなければならない。

第13 適正化法施行令第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣の定める財産は、1件の取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

第14 規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物は、交付金等の事業終了年度の翌年から起算して5年間整備保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則で定める処分制限期間を経過しない場合においては、別記様式第6号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

第15 補助事業者のうち一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人である場合は、この交付金等に係る補助金等支出明細書（別記様式第7号）を作成し、別に作成する「国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類」に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、補助金の交付を受けた年度の翌年度の6月末日までに、農林水産大臣に提出するものとする。

別表1（第3、第4、第5関係）

事業	経費	交付率	軽微な変更	
			経費の配分	事業の内容
			次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更
1 地域バイオマス利活用整備交付金（バイオマス利用対策整備交付金）	(1) 施設整備事業 地域バイオ実施要綱第2の規定に基づいて行う施設整備事業に要する次の経費 ア 地域モデルの実証に要する経費 イ 新技術等の実証に要する経費 ウ 事業成果拡大に要する経費 (2) 附帯事務費 ア 都道府県附帯事務費 都道府県が行う(1)の計画策定、事業の実施及び指導監督費に要する経費 イ 市町村等附帯事務費 市町村が行う(1)の計画策定及び指導監督並びに市町村等が行う事業の実施に要する経費	定額 (1/2以内(沖縄県は2/3以内、民間事業者は1/3以内(別に定める実施要領に示す施設については、1/2以内))) 定額 (1/2以内)		1 事業主体の変更 2 事業内容の新設又は廃止
2 バイオ燃料地域利用モデル実証整備交付金（バイオマス利用対策整備交付金）	施設整備事業 バイオ燃料実施要綱第2の規定に基づいて行う施設整備事業に要する次の経費 ア バイオエタノール混合ガソリン事業に要する経費 イ バイオディーゼル燃料事業に要する経費 ウ 耕作放棄地活用型バイオディーゼル燃料事業に要する経費	定額 (1/2以内)		1 事業主体の変更 2 事業内容の新設又は廃止
3 ソフトセルロース利活用技術確立整備交付金（バイオマス利用対策整備交付金）	実証設備費 ソフトセルロース実施要綱別紙2の第2の2の規定に基づいて行う実証設備の整備に要する経費	定額 (1/2以内)		1 事業主体の変更 2 事業内容の新設又は廃止

別表2（第3、第4、第5関係）

事業	経費	交付率	軽微な変更	
			経費の配分	事業の内容

			次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更
地域バイオマス利活用整備交付金（牛肉等関税財源畜産振興バイオマス利用対策交付金）	(1) 施設整備事業 地域バイオ実施要綱第2の規定に基づいて行う家畜排せつ物利活用施設の整備に要する経費 (2) 附帯事務費 ア 都道府県附帯事務費 都道府県が行う(1)の計画策定、事業の実施及び指導監督費に要する経費 イ 市町村等附帯事務費 市町村が行う(1)の計画策定及び指導監督並びに市町村等が行う事業の実施に要する経費	定額 (1/2以内) 定額 (1/2以内)		1 事業主体の変更 2 事業内容の新設又は廃止

別表3（第3、第4、第5、第6、第11関係）

事業	経費	交付率	軽微な変更	
			経費の配分	事業の内容
			次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更
1 地域バイオマス利活用推進交付金（バイオマス利用対策推進交付金）	地域バイオ実施要綱第2の規定に基づいて行う次の事業に要する経費 (1) バイオマスタウン構想の策定 (2) プラットフォームづくり ア バイオマスタウン構想実現のための総合的な利活用システムの構築 イ バイオ燃料の品質分析等 ウ 生産製造連携事業計画の作成等 エ バイオマスの利活用高度化検討	経費の欄に掲げる(1)及び(2)のア～ウに要する経費については、定額(1/2以内) 経費の欄に掲げる(2)のエに要する経費については、定額		1 事業主体の変更 2 事業内容の新設又は廃止
2 バイオ燃料地域利用モデル実証推進交付金（バイオマス利用対策推進交付金）	バイオ燃料実施要綱第4の規定により設置された地域協議会において、バイオ燃料実施要綱第2の規定に基づいて行う地域協議会の運営及び調査・実証に要する経費	定額		事業内容の新設又は廃止
3 ソフトセルロース利活用技術確	ソフトセルロース実施要綱別紙1の第2の規定に基づいて行う次の事業に要する経費	定額		1 事業主体の変更 2 事業内容

立推進交付金（バイオマス利用対策推進交付金）	<ul style="list-style-type: none"> (1) ソフトセルロース利活用モデル地区の管理 <ul style="list-style-type: none"> ア 地区審査委員会の開催 イ モデル地区の実施状況の確認 (2) 技術実証の評価等 (3) 情報の発信 			の新設又は廃止
------------------------	---	--	--	---------

別表4（第3、第4関係）

事業	経費	補助率	軽微な変更	
			経費の配分	事業の内容
			次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更
<p>成果重視事業バイオ燃料技術実証事業（成果重視事業バイオ燃料技術実証事業費補助金）</p>	<p>バイオ燃料実施要綱第2の規定に基づいて行うバイオエタノールの製造効率等を向上させる技術の実証に要する次の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 製造実証 <ul style="list-style-type: none"> ア 製造技術の信頼性を確保するために行うプラントの継続運転及び新技術の開発・導入等 イ 効率的なバイオマス原料の収集輸送システムを確立させるために行う収集輸送及び新技術の開発・導入等 ウ 製造過程で発生する副産物を高度利用するための新技術の開発・導入等 (2) 品質実証 <ul style="list-style-type: none"> バイオ燃料の品質を確保するために行う製品輸送及び新技術の開発・導入等 	定額		<ul style="list-style-type: none"> 1 事業主体の変更 2 事業内容の変更又は廃止
<p>成果重視事業ソフトセルロース利活用技術確立事業（成果重視事業ソフトセルロース活用技術確立事業費補助金）</p>	<p>ソフトセルロース実施要綱別紙2の第2の1の規定に基づいて行う技術の実証に要する次の経費</p> <p>技術実証</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 収集運搬に係る技術実証 イ バイオ燃料製造に係る技術実証 ウ 走行に係る技術実証 	定額		<ul style="list-style-type: none"> 1 事業主体の変更 2 事業内容の変更又は廃止

様式目次

○別記様式第1号・・・交付金（補助金）交付申請書

別紙第1	収支予算書
別紙第2	経費の配分及び事業計画の概要

○別記様式第2号・・・交付金（補助金）変更承認申請書

○別記様式第3号・・・交付金（補助金）遂行状況報告書

○別記様式第4号・・・交付金（補助金）実績報告書

別紙第3	収支精算書
別紙第4	交付金精算表
別紙第4-1	精算交付額表
別紙第5	附帯事務費
別紙第6	工事雑費内訳明細書

○別記様式第5号・・・交付金（補助金）仕入れに係る消費税等相当額報告書

○別記様式第6号・・・財産管理台帳

○別記様式第7号・・・補助金等支出明細書

別記様式第1号（第6関係）

平成 年度

交付金（補助金）交付申請書

番 年 月 日
号

地方農政局長 殿

北海道及び補助事業者の主たる事務所が北海道に所在する
場合並びに別表3の事業欄3に掲げる事業にあつては農林
水産大臣
沖縄県及び補助事業者の主たる事務所が沖縄県に所在する
場合にあつては内閣府沖縄総合事務局長

住 所
事業実施主体名
代表者名

印

平成 年度において下記のとおり事業を実施したいので、バイオマス利用対策交付金等交付要
綱第6により 円の交付を申請する。

記

1. 事業の目的
2. 収支予算書（別紙第1のとおり）
3. 事業の内容、経費の配分及び事業計画の概要等（別紙第2のとおり）
4. 事業の完了予定 平成 年 月 日
5. 添付書類
 - 1 都道府県の交付金の交付規定又は要綱
 - 2 補助事業者が民間団体の場合
 - ア 定款、寄附行為又は業務方法書等の団体規程
 - イ 資産及び負債に関する事項を記載した書類
 - ウ 収支予算（収支決算）に関する事項を記載した書類

別紙第 1

(1 地域バイオマス利活用交付金の場合)

収 支 予 算 書

区 分	本年度 事業費	本年度 交付額	交付率	都道府 県費	市町村費	その他	備 考
1 地域バイオマス利活用推進交付金	円	円	%	円	円	円	
2 地域バイオマス利活用整備交付金 (1) 事業費 (2) 都道府県附帯事務費 (3) 市町村等附帯事務費							
3 牛肉等関税財源競争力強化生産総 合対策費交付金 (1) 事業費 (2) 都道府県附帯事務費 (3) 市町村等附帯事務費							
合 計							

(2 バイオ燃料地域利用モデル実証事業の場合)

収 支 予 算 書

区 分	本 年 度 事 業 費	本 年 度 交 付 額	交付率等	自己負担	備 考
1 バイオ燃料地域利用モデル実証推進交 付金	円	円	%	円	
2 バイオ燃料地域利用モデル実証整備交 付金 (1) バイオエタノール混合ガソリン事業 (2) バイオディーゼル燃料事業 (3) 耕作放棄地活用型バイオディーゼル 燃料事業					
3 成果重視事業バイオ燃料技術実証事業 (1) 製造実証 (2) 品質実証					
合 計					

(3 ソフトセルロース利活用技術確立事業の場合)

収 支 予 算 書

区 分	本 年 度 費	本 年 度 額	交 付 率 等	自 己 負 担	備 考
<p>1 ソフトセルロース利活用技術確立 推進交付金</p> <p>(1) ソフトセルロース利活用モデル 地区の管理 ア 地区審査委員会の開催 イ モデル地区の実施状況の確認 等</p> <p>(2) 技術実証の評価等 ア 評価委員会の開催 イ 技術実証の補足調査等</p> <p>(3) 情報の発信 ア 実証結果等の情報発信 イ 技術実証結果を反映したマニ ュアル作成</p> <p>2 ソフトセルロース利活用技術確立 整備交付金</p> <p>3 成果重視事業ソフトセルロース利 活用技術確立事業</p> <p>(1) 収集運搬に係る技術実証</p> <p>(2) バイオ燃料製造に係る技術実証</p> <p>(3) 走行に係る技術実証</p>	円	円	%	円	
合 計					

別紙第2

(1) 地域バイオマス利活用推進交付金の場合)

経費の配分及び事業計画の概要

市町村名	地区名	目的	事業実施計画の概要					前年度まで		本年度					本年度までの累計		翌年度以降(予定)		確定額(事業実施期間の最終年度のみ記載)					備考
			事業実施期間	事業内容等	事業実施主体	全体事業費 円	交付率 %	交付限度額 円	事業費 円	交付金 円	事業費 円	交付金 円	都道府県費 円	市町村費 円	その他 円	本年度進捗率 %	事業費 円	交付金 円	事業費 円	交付金 円	確定全体事業費 円	交付率 %	交付限度額(A) 円	
〇〇町	〇〇地区																							
	地区計																							
	〇〇地区																							
	〇〇地区																							
〇〇県	〇〇地区																							
	〇〇年度採択地区計 うち地域提案メニュー計																							
〇〇市	〇〇地区																							
	地区計																							
〇〇県	〇〇地区																							
	〇〇年度採択地区計 うち地域提案メニュー計																							
合 計																								

【作成上の注意事項】

- 本表は実施地区、認定年度ごとに計を附して作成すること。(継続地区(地域バイオマス実施要綱第9の規定により従前の例により取り扱う事業)についても当該様式に含め、同様に処理すること。)
- 事業実施計画の概要欄のうち事業実施主体欄以外は、地域バイオマス実施要領第2の別添1の「事業メニュー」に基づき、適切に処理すること。
- 事業実施主体の欄には具体的な固有名称を記入すること。
- 確定額の欄は、事業実施期間の最終年度のみ記載することとし、事業の最終年度における総交付額、確定事業費及び確定交付額等を記入すること。
- 備考欄については次により記入すること。
 - 事業種目ごと、事業実施主体ごとに仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合は「減額した額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
 - 交付金事業を行うに当たって、交付対象物件を担保にし、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合には「融資該当」と記入の上、その内容(金融機関、制度資金名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が記載されている書類を添付すること。

(2) 地域バイオマス利活用整備交付金の場合)

経費の配分及び事業計画の概要

市町村名	地区名	目的	事業実施計画の概要					前年度まで		本年度					本年度までの累計		翌年度以降(予定)		確定額(事業実施期間の最終年度のみ記載)					備考
			事業実施期間	事業内容等	事業実施主体	全体事業費 円	交付率 %	交付限度額 円	事業費 円	交付金 円	事業費 円	交付金 円	都道府県費 円	市町村費 円	その他 円	本年度進捗率 %	事業費 円	交付金 円	事業費 円	交付金 円	確定全体事業費 円	交付率 %	交付限度額(A) 円	
〇〇町	〇〇地区																							
	地区計																							
	〇〇地区																							
	〇〇地区																							
〇〇県	〇〇地区																							
	〇〇年度採択地区計 うち地域提案メニュー計																							
〇〇市	〇〇地区																							
	地区計																							
〇〇県	〇〇地区																							
	〇〇年度採択地区計 うち地域提案メニュー計																							
事業費合計																								
附帯事務費																								
合 計																								

【作成上の注意事項】

- 本表は実施地区、認定年度ごとに計を附して作成すること。(継続地区(地域バイオマス実施要綱第9の規定により従前の例により取り扱う事業)についても当該様式に含め、同様に処理すること。)
- 目的の欄は、地域モデルの実証については「地域」、新技術等の実証については「新技術」、事業成果拡大については「事業」、家畜排せつ物利活用施設の整備については「家畜」と記載すること。
- 事業実施計画の概要欄のうち事業実施主体欄以外は、地域バイオマス実施要領第2の別添1の「事業メニュー」に基づき、適切に処理すること。
- 事業実施主体の欄には具体的な固有名称を記入すること。
- 確定額の欄は、事業実施期間の最終年度のみ記載することとし、事業の最終年度における総交付額、確定事業費及び確定交付額等を記入すること。
- 備考欄については次により記入すること。
 - リース事業者が行う施設整備事業については、リースと記載すること。
 - 事業種目ごと、事業実施主体ごとに仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合は「減額した額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
 - 交付金事業を行うに当たって、交付対象物件を担保にし、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合には「融資該当」と記入の上、その内容(金融機関、制度資金名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が記載されている書類を添付すること。
- 附帯事務費は、附帯事務費の欄に一括して計上すること。

(3 バイオ燃料地域利用モデル実証推進交付金の場合)

経費の配分及び事業計画の概要

地域協議会名：○○○○地域協議会

実施内容等	事業実施計画の概要				前年度まで		本年度				本年度までの累計		翌年度以降(注)		確定額(事業実施期間の最終年度のみ記載)					備考
	事業実施期間	全事業費	交付率	交付限度額	事業費	交付金	事業費	交付金	その他	本年度末進捗率	事業費	交付金	事業費	交付金	確定全体事業費	交付率	交付限度額(A)	交付金の総額(B)	精算を要する額(A-B)	
バイオエタノール混合ガソリン事業																				
①地域協議会の運営																				
②事業計画書の作成、管理																				
③バイオ燃料の利用促進活動																				
④事業の進捗状況の確認																				
⑤補助金等の監査及び経理指導																				
⑥事業の自主評価																				
計																				
バイオディーゼル燃料事業																				
①地域協議会の運営																				
②事業計画書の作成、管理																				
③バイオ燃料の利用促進活動																				
④事業の進捗状況の確認																				
⑤補助金等の監査及び経理指導																				
⑥事業の自主評価																				
計																				
耕作放棄地活用型バイオディーゼル燃料事業																				
①地域協議会の運営																				
②事業計画書の作成、管理																				
③バイオ燃料の利用促進活動																				
④事業の進捗状況の確認																				
⑤補助金等の監査及び経理指導																				
⑥事業の自主評価																				
⑦食用油糧作物の栽培試験等																				
⑧バイオディーゼル燃料の品質検査																				
⑨農業機械に適したバイオディーゼル燃料製造技術等に係る調査及び実証																				
計																				
合計																				

【作成上の注意事項】

1. 本表は実施内容ごとに作成すること。
2. 事業実施主体の欄には具体的な固有名称を記入すること。
3. 確定額の欄は、事業実施期間の最終年度のみ記載することとし、事業の最終年度における総交付額、確定事業費及び確定交付額等を記入すること。
4. 備考欄については次により記入すること。
 - ①事業種目ごと、事業実施主体ごとに仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合は「減額した額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
 - ②交付金事業を行うに当たって、交付対象物件を担保にし、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合には「融資該当有」と記入の上、その内容（金融機関、制度資金名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が記載されている書類を添付すること。

(4 バイオ燃料地域利用モデル実証整備交付金の場合)

経費の配分及び事業計画の概要

事業主体名	実施メニュー名	事業実施計画の概要				前年度まで		本年度				本年度までの累計		翌年度以降(注)		確定額(事業実施期間の最終年度のみ記載)					備考
		事業実施期間	全事業費	交付率	交付限度額	事業費	交付金	事業費	交付金	その他	本年度末進捗率	事業費	交付金	事業費	交付金	確定全体事業費	交付率	交付限度額(A)	交付金の総額(B)	精算を要する額(A-B)	
○○○	バイオエタノール製造施設																				
	○○○																				
	○○○																				
	事業主体合計																				
○○○	バイオ燃料供給施設																				
	○○○																				
	事業主体合計																				
	合計																				

【作成上の注意事項】

1. 本表は事業実施主体、認定年度ごとに計を附して作成すること。
2. 事業実施主体の欄には具体的な固有名称を記入すること。

3. 実施メニュー名の欄については、バイオ燃料実施要綱別紙の事業の種類及び内容の欄における具体的な施設整備名を記載すること。
4. 確定額の欄は、事業実施期間の最終年度のみ記載することとし、事業の最終年度における総交付額、確定事業費及び確定交付額等を記入すること。
5. 備考欄については次により記入すること。
 - ①事業種目ごと、事業実施主体ごとに仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合は「減額した額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
 - ②交付金事業を行うに当たって、交付対象物件を担保にし、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合には「融資該当有」と記入の上、その内容（金融機関、制度資金名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が記載されている書類を添付すること。

(5 成果重視事業バイオ燃料技術実証事業の場合)

経費の配分及び事業計画の概要

地区名		事業実施期間										年度～		年度	
事業実施主体名		(住所) (団体名) (代表者)													
事業種類	区分	費目	総量		前年度まで		本年度					翌年度以降(予定)		備考	
			事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	補助率	補助金額	国庫補助金 以外の財源 (自己負担)	事業量	事業費		
バイオエタノールの製造効率等を向上させる技術の実証 (記載要領)				円		円		円	%	円	円		円		

1. 区分の欄には、「製造実証」又は「品質実証」を記載すること。また、当該事業を実施するに当たり両実証事業に共通する機材を購入する場合は、「共同利用機材」と記載すること。
2. 費目の欄には、バイオ燃料実施要領別表の1の(3)の助成対象経費を記載すること。
3. 国庫補助金以外の財源の欄には、実質の負担区分に基づき記載すること。

(6 ソフトセルロース利活用技術確立整備交付金の場合)

経費の配分及び事業計画の概要

事業主体名	実施メニュー名	事業実施計画の概要				前年度まで		本年度					本年度までの累計		翌年度以降(予定)		確定額(事業実施期間の最終年度のみ記載)					備考
		事業実施期間	全体事業費	交付率	交付限度額	事業費	交付金	事業費	交付金	その他	本年度末進捗率	事業費	交付金	事業費	交付金	確定全体事業費	交付率	交付限度額(A)	交付金の総額(B)	精算を要する額(A-B)		
〇〇〇	ソフトセルロース系原料貯蔵設備		円	%	円	円	円	円	円	円	%	円	円	円	円	円	%	円	円	円	円	
	バイオ燃料製造設備																					
	バイオ燃料混合設備																					
	バイオ燃料供給設備																					
	〇〇〇																					
	事業主体合計																					
	合計																					

【作成上の注意事項】

1. 本表は事業実施主体、認定年度ごとに計を附して作成すること。
2. 事業実施主体の欄には具体的な固有名称を記入すること。
3. 実施メニュー名の欄については、ソフトセルロース実施要綱別紙2の第2の2の(1)から(5)ごとに具体的な施設整備名を記載すること。
4. 確定額の欄は、事業実施期間の最終年度のみ記載することとし、事業の最終年度における総交付額、確定事業費及び確定交付額等を記入すること。
5. 備考欄については次により記入すること。
 - ①事業種目ごと、事業実施主体ごとに仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合は「減額した額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
 - ②交付金事業を行うに当たって、交付対象物件を担保にし、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合には「融資該当」と記入の上、その内容(金融機関、制度資金名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が記載されている書類を添付すること。

(7 成果重視事業ソフトセルロース利活用技術確立事業の場合)

経費の配分及び事業計画の概要

地区名		事業実施期間										年度～		年度	
事業実施主体名		(住所) (団体名) (代表者)													
事業種類	費目	総量		前年度まで		本年度					翌年度以降(予定)		備考		
		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	補助率	補助金額	国庫補助金 以外の財源 (自己負担)	事業量	事業費			
1. 収集運搬に係る技術実証 2. バイオ燃料製造に係る技術実証 3. 走行に係る技術実証 (記載要領)			円		円		円	%	円	円		円			

1. 費目の欄には、事業種類の欄に掲げる事項ごとにソフトセルロース実施要領別表の2の助成対象経費を記載すること。
2. 国庫補助金以外の財源の欄には、実質の負担区分に基づき記載すること。

(8 ソフトセルロス利活用技術確立推進交付金の場合)

1 事業の内容

- (1) ソフトセルロス利活用モデル地区の管理
 ア 地区審査委員会の開催計画 (実績)

事 項	内 容	時 期	員 数	摘 要

イ モデル地区の実施状況の確認等計画 (実績)

事 項	内 容	時 期	体 制	摘 要

- (2) 技術実証の評価等

- ア 評価委員会の開催計画 (実績)

事 項	内 容	時 期	員 数	摘 要

イ 技術実証結果を受けた補足調査等予定 (実績)

事 項	内 容	時 期	摘 要

- (3) 情報の発信

- ア 実証結果等の情報発信計画 (実績)

事 項	内 容	時 期	員 数	摘 要

イ 技術実証結果を反映したマニュアル作成 (実績)

事 項	内 容	部 数	摘 要

2 経費の配分

区 分	補助事業に要する 経費 (補助事業に 要した経費) (A + B)			積算の基礎	備 考
		交付金 (A)	その他 (B)		
1 ソフトセルロス利活用モデル 地区の管理 (1) 地区審査委員会の開催 (2) モデル地区の実施状況の確認 等	円	円	円	円	
2 技術実証の評価等 (1) 評価委員会の開催 (2) 技術実証の補足調査等					
3 情報の発信					

(1) 実証結果等の情報発信 (2) 技術実証結果を反映したマニュアル作成					
--	--	--	--	--	--

3 事業完了（予定）年月日

4 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
国庫補助金 自己負担金	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
1 ソフトセルローズ 利活用モデル地区の 管理 (1) 地区審査委員 会の開催 (2) モデル地区の 実施状況の確認 等 2 技術実証の評価 等 (1) 評価委員会の 開催 (2) 技術実証の補 足調査等 3 情報の発信 (1) 実証結果等の 情報発信 (2) 技術実証結果 を反映したマニ ュアル作成	円	円	円	円	
合 計					

5 添付資料

- (1) 補助事業者の寄附行為、定款等の団体規程
- (2) 資産及び負債に関する事項
- (3) 収支予算（収支決算）

(注) 計画変更及び実績報告書の場合にあっては、これらに変更のあった場合のみ添付すること。

別記様式第2号（第8関係）

（1 規則第3条第1項イ及びロの規定に基づき承認を受けようとする場合）

平成 年度 交付金（補助金）変更承認申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

〔 北海道及び補助事業者の主たる事務所が北海道に所在する場合並び
に別表3の事業欄3に掲げる事業にあつては農林水産大臣
沖縄県及び補助事業者の主たる事務所が沖縄県に所在する場合にあ
つては内閣府沖縄総合事務局長 〕

住 所
事業実施主体名
代表者名 印

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあつた事業の実施について、〇〇〇を変更し
〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、バイオマス利用対策交付金等交付要綱第
8により関係書類を添えて申請する。

（注）金額に変更がない場合は〔 〕の部分を除く。

記

1 変更の理由及び内容

- （注）1 上記の「関係書類」は、別記様式第1号の「収支予算書」及び「事業内容、経費の配分及び事業計画の概要」の様式に準じ作成し、変更前と変更後を対照比較できるように、変更に係る部分についてのみ変更前を括弧書きで上段に記載すること。
- 2 添付書類については、交付金交付申請書に添付したもののから変更があつたものだけに添付すること。

(2 規則第3条第1項ハの規定に基づき承認を受けようとする場合)

平成 年度 交付金（補助金）変更承認申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

北海道及び補助事業者の主たる事務所が北海道に所在する場合並び
に別表3の事業欄3に掲げる事業にあつては農林水産大臣
沖縄県及び補助事業者の主たる事務所が沖縄県に所在する場合にあ
つては内閣府沖縄総合事務局長

住 所
事業実施主体名
代表者名

印

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあつた事業の実施については、バイオマス利用対策等交付金等交付要綱第8の規定に基づき、下記のとおり中止（廃止）したいので承認されたく申請する。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止（廃止）に伴う経費の配分の内容

平成 年度

交付金（補助金）遂行状況報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

北海道及び補助事業者の主たる事務所が北海道に所在する場合並びに別表3の事業欄3に掲げる事業にあつては農林水産大臣
沖縄県及び補助事業者の主たる事務所が沖縄県に所在する場合にあつては内閣府沖縄総合事務局長

住 所
事業実施主体名
代表者名

印

平成 年 月 日付け 第 号で交付金交付決定の通知があつた事業の遂行状況について、バイオマス利用対策交付金等交付要綱第11により下記のとおり報告する。

記

1 事業遂行状況

区 分	実 施 計 画		出 来 高		進捗率 (B)/(A)	備 考
	事業費(A)	交付金	事業費(B)	交付金		
	円	円	円	円	%	

2 事業着手 平成 年 月 日

3 事業の完了予定 平成 年 月 日

(注)

1. 区分の欄には、別紙第1の表の区分の欄に記載された事項について記載すること。
2. 直接補助事業で、複数地区がある場合には、備考欄に地区ごとに事業着手年月日及び事業完了予定年月日を記載すること。

平成 年度

交付金（補助金）実績報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

北海道及び補助事業者の主たる事務所が北海道に所在する
場合並びに別表3の事業欄3に掲げる事業にあっては農林
水産大臣
沖縄県及び補助事業者の主たる事務所が沖縄県に所在する
場合にあっては内閣府沖縄総合事務局長

住 所
事業実施主体名
代表者名

印

平成 年 月 日付け 第 号で交付金交付決定のあったこのことについて、下記のとおり事業を実施したのでバイオマス利用対策交付金等交付要綱第12の1により報告する。
（なお、併せて精算額 円の交付を申請する。）

記

1. 事業の目的
2. 収支精算（別紙第3、4、5及び6のとおり）
3. 事業の成果（別紙第2及び別記様式第6のとおり）
4. 事業の完了日 平成 年 月 日
5. 添付書類
 - ① 各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。
 - ② リース事業者が行う施設整備事業については、リース事業者とバイオマス利活用事業者との間のリース契約書の写しを添付すること。
 - ③ バイオ燃料地域利用モデル実証事業については、上記の書類の他、出来高のわかる写真を添付すること。

別紙第3

(1) 地域バイオマス利活用交付金の場合)

収 支 精 算 書

区 分	本年度 事業費	本年度 交付額	交付率	都道府 県 費	市町村費	その他	備 考
1 地域バイオマス利活用推進交付金	円	円	%	円	円	円	
2 地域バイオマス利活用整備交付金 (1) 事業費 (2) 都道府県附帯事務費 (3) 市町村等附帯事務費							
3 牛肉等関税財源競争力強化精算総合 対策費交付金 (1) 事業費 (2) 都道府県附帯事務費 (3) 市町村等附帯事務費							
合 計							

(注) 予算額を上段括弧書、精算額を下段に記載すること。

(2) バイオ燃料地域利用モデル実証事業の場合)

収 支 精 算 書

区 分	本 年 度 事 業 費	本 年 度 交 付 額	交付率等	自己負担	備 考
1 バイオ燃料地域利用モデル実証推進交付金	円	円	%	円	
2 バイオ燃料地域利用モデル実証整備交付金 (1) バイオエタノール混合ガソリン事業 (2) バイオディーゼル燃料事業 (3) 耕作放棄地活用型バイオディーゼル燃料 事業					
3 成果重視事業バイオ燃料技術実証事業 (1) 製造実証 (2) 品質実証					
合 計					

(注) 予算額を上段括弧書、精算額を下段に記載すること。

(3 ソフトセルロース利活用技術確立事業の場合)

収 支 精 算 書

区 分	本 事 業 年 度 費	本 交 年 付 度 額	交 付 率 等	自 己 負 担	備 考
1 ソフトセルロース利活用技術確立推進交付金 (1) ソフトセルロース利活用モデル地区の管理 ア 地区審査委員会の開催 イ モデル地区の実施状況の確認等 (2) 技術実証の評価等 ア 評価委員会の開催 イ 技術実証の補足調査等 (3) 情報発信 ア 実証結果等の情報発信 イ 技術実証結果を反映したマニュアル作成 2 ソフトセルロース利活用技術確立整備交付金 3 成果重視事業ソフトセルロース利活用技術確立事業 (1) 収集運搬に係る技術実証 (2) バイオ燃料製造に係る技術実証 (3) 走行に係る技術実証	円	円	%	円	
合 計					

(注) 予算額を上段括弧書、精算額を下段に記載すること。

別紙第4

(1 地域バイオマス利活用交付金の場合)

交 付 金 精 算

区 分	本年度 交 付 決定額	本年度 精 算 事業費	交付率	精 算 交 付 額	概算払 受領額	差引交付額 未 受 領 額 (返還) 額	備 考
1 地域バイオマス利活用推進交付金	円	円	%	円	円	円	
2 地域バイオマス利活用整備交付金 (1) 事業費 (2) 都道府県附帯事務費 (3) 市町村等附帯事務費							
3 牛肉等関税財源競争力強化生産総合 対策費交付金 (1) 事業費 (2) 都道府県附帯事務費 (3) 市町村等附帯事務費							
合 計							

(注) 予算額を上段括弧書、精算額を下段に記載すること。

(2 バイオ燃料地域利用モデル実証事業の場合)

交 付 金 精 算

区 分	本年度 交 付 決定額	本年度 精 算 事業費	交付率	精 算 交 付 額	概算払 受領額	差引交付額 未 受 領 額 (返還) 額	備 考
1 バイオ燃料地域利用モデル実証推進交付金	円	円		円	円	円	
2 バイオ燃料地域利用モデル実証整備交付金 (1) バイオエタノール混合ガソリン事業 (2) バイオディーゼル燃料事業 (3) 耕作放棄地活用型バイオディーゼル燃料 事業							
3 成果重視事業バイオ燃料技術実証事業 (1) 製造実証 (2) 品質実証							
合 計							

(注) 予算額を上段括弧書、精算額を下段に記載すること。

(3 ソフトセルロース利活用技術確立事業の場合)

交 付 金 精 算

区 分	本年度 交付 決定額	本年度 精算 事業費	交付率等	精算 交付額	概算払 受領額	差引交付額 未受領額 (返還)額	備考
1 ソフトセルロース利活用技術確立推進交付金	円	円	%	円	円	円	
(1) ソフトセルロース利活用モデル地区の管理							
ア 地区審査委員会の開催							
イ モデル地区の実施状況の確認等							
(2) 技術実証の評価等							
ア 評価委員会の開催							
イ 技術実証の補足調査等							
(3) 情報の発信							
ア 実証結果等の情報発信							
イ 技術実証結果を反映したマニュアル作成							
2 ソフトセルロース利活用技術確立整備交付金							
3 成果重視事業ソフトセルロース利活用技術確立事業							
(1) 収集運搬に係る技術実証							
(2) バイオ燃料製造に係る技術実証							
(3) 走行に係る技術実証							
合 計							

(注) 予算額を上段括弧書、精算額を下段に記載すること。

- (注) 1. 地区ごとの算出した額の合計額を記載すること。
 2. 交付率ごとの内訳がわかるよう記載すること。
 3. 単年度精算額(E)は、当該年度に交付されるべき金額として、交付限度額(A)×本年度末進捗率(B)－前年度までの交付済み額の総額(C)の算式により求めるものとする。
 4. 次年度以降交付調整額は、第5第3項による額を記載するものとし、適用する場合は、(E)－(F)により算出し、(F)の額を精算交付額(H)に記載すること。
 また、適用しない場合は(E)の額を精算交付額(H)に記載すること。

(3 ソフトセルロース利活用技術確立事業の場合)

精 算 交 付 額

区 分	全 体 事業費	交 付 率	交 付 限度額 (A)	本 年 度 末 進 捗 率 (B)	前 年 度 迄 の 交 付 済 み の 総 額 (C)	本 年 度 執 行 予 定 事 業 費 (D)	単 年 度 精 算 交 付 額 (E)	本 年 度 交 付 決 定 額 (F)	次 年 度 以 降 交 付 調 整 額 (G)	精 算 交 付 額 (H)	備 考
1 ソフトセルロース利活用技術確立推進交付金	円	%	円	%	円	円	円	円	円	円	
(1) ソフトセルロース利活用モデル地区の管理											
ア 地区審査委員会の開催											
イ モデル地区の実施状況の確認等											
(2) 技術実証の評価等											
ア 評価委員会の開催											
イ 技術実証の補足調査等											
(3) 情報の発信											
ア 実証結果等の情報発信											
イ 技術実証結果を反映したマニュアル作成											
2 ソフトセルロース利活用技術確立整備交付金											
3 成果重視事業ソフトセルロース利活用技術確立事業											
(1) 収集運搬に係る技術実証											
(2) バイオ燃料製造に係る技術実証											
(3) 走行に係る技術実証											
合 計											

- (注) 1. 地区ごとの算出した額の合計額を記載すること。
 2. 交付率ごとの内訳がわかるよう記載すること。
 3. 単年度精算額(E)は、当該年度に交付されるべき金額として、交付限度額(A)×本年度末進捗率(B)－前年度までの交付済み額の総額(C)の算式により求めるものとする。
 4. 次年度以降交付調整額は、第5第3項による額を記載するものとし、適用する場合は、(E)－(F)により算出し、(F)の額を精算交付額(H)に記載すること。
 また、適用しない場合は(E)の額を精算交付額(H)に記載すること。

別紙第5

附帯事務費

区 分	事業費	交付額	交付率	都道府 県 費	市 町 村 費	その他	備考
1. 都道府県附帯事務費 人件費 給 与 職員手当等 謝金 旅費 庁費 賃 金 共済費 需用費 〇〇〇 〇〇〇 (内訳) ①地域モデルの実証に係る 附帯事務費 ②新技術等の実証に係る附 帯事務費 ③事業成果拡大に係る附帯 事務費 ④家畜排せつ物利活用施設 の整備に係る附帯事務費 2. 市町村等附帯事務費 〇〇市 〇〇町 〇〇株式会社 (内訳) ①地域モデルの実証に係る 附帯事務費 ②新技術等の実証に係る附 帯事務費 ③事業成果拡大に係る附帯 事務費 ④家畜排せつ物利活用施設 の整備に係る附帯事務費	円	円	%	円	円	円	

別紙第6

工事雑費内訳明細書

地 区 名	事業主体	事 業 費	工 事 雑 費	備 考
〇〇地区	〇〇〇市	円	円	
〇〇地区	〇〇〇株式会社			

(注) 備考欄には経費の内訳を記載すること。

別記様式第5号（第12関係）

平成 年度 交付金（補助金）仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

〔 北海道及び補助事業者の主たる事務所が北海道に所在する場合並びに別表3の事業欄3に掲げる事業にあつては農林水産大臣
沖縄県及び補助事業者の主たる事務所が沖縄県に所在する場合にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕

住 所
事業実施主体名
代表者名

印

平成 年 月 日付け 第 号で交付金交付決定の通知があつた事業について、バイオマス利活用対策交付金等交付要綱第12の3により下記のとおり報告する。

記

- 1 適正化法第15条の交付金の額の確定額
（平成 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）
- 2 交付金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
- 4 交付金返還相当額（3－2）

（注）内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

財 産 管 理 台 帳

施設管理主体名：（住所）

（名称）

事業実施主体名（住所）

（名称）

農林水産省所管交付金名		地区名		事業実施年度		年度～年度							
事業の内容				工期		経費の区分		処分制限期間		処分の状況		摘要	
事業種類	工種構造 施設区分	施行箇所 又は 設置場所	事業量	着工年 月日	竣工年 月日	総事業費	経費内訳		耐用年 数	処分制 限年月 日	承認 年月 日		処分の 内容
							交付金 交付額	その他（ 自己負担）					
						円	円	円					

（記載要領）

1. 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
2. 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
3. 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
4. この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。
5. 複数年にわたって施行する施設については、完成した年度で記載するものとする。

平成〇〇年度補助金等支出明細書

1. 補助金等の名称			
2. 事業の目的及び内容			
	(1) 目的		
	(2) 具体的な内容		
3. 交付先の法人の名称			
4. 交付実績額			(A) 千円
5. 補助金等における管理費			
	(1) 人件費	千円	
	(2) 一般管理費	千円	
	(3) その他の管理費		
		内 容	金 額
			千円
			千円
		合 計	千円
	合 計	千円	
6. 外部への支出			
(1) 外部に再補助等されているものに関する支出			
	支 出 内 容	支 出 先	金 額
			千円
			千円
			千円
			千円
	合 計		(B) 千円
(2) (1)以外の支出			
	支 出 内 容	支 出 先	金 額
			千円
			千円
			千円
			千円
	合 計		千円
7. その他			
	内 容	金 額	
		千円	
		千円	
		千円	
	合 計	千円	
8. 再補助等の割合			(B/A) %

(注)

- 1 「5. 補助金等における管理費」について、「(1)人件費」には、当該補助金等の事業に携わる当該法人の職員等の人件費を、「(2)一般管理費」には、当該補助金等の事業について見込まれる一般管理費(賃借料、光熱水料費、租税公課等)を記入する。なお、前二者に該当しない当該補助金等に係る管理費がある場合には、「(3)その他の管理費」に、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。
- 2 「6. 外部への支出」については、当該補助金等の目的たる事業に関し外部に支出されるものについて、「(1)外部に再補助等されているものに関する支出」及び「(2)(1)以外の支出」に分類し、支出内容、支出先を明らかにした上で、その金額を記入する。
「外部に再補助等されているものに関する支出」とは、①当該法人から第三者に交付されている補助金、助成金、利子補給金等、②補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの、とする。
なお、「補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの」に該当しないため、「(2)(1)以外の支出」に該当すると考えられる例は以下のとおりである。ただし、これらについても、当該業務の発注や手配等を第三者に代行させ、当該法人から直接支出していない場合、あるいは当該補助金等の交付目的との関係によっては、「(2)(1)以外の支出」に該当しない場合もある。
〈「(2)(1)以外の支出」の具体例〉
旅費、郵送費及び通信費、調査委員会委員への謝金、調査研究事業における報告書印刷費、会場借料、文献収集費、翻訳料/通訳料
- 3 「6. 外部への支出」における「支出先」は、会社等の具体的名称を記入するのではなく、食品製造会社、建設会社、農協、都道府県等、当該会社等の所属業界がわかるよう記入する。
- 4 「7. その他」については、「5. 補助金等における管理費」、「6. 外部への支出」に該当しないその他の経費について、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。
- 5 「8. 再補助金等の割合」については、「4. 交付実績額」に対する「6. (1)外部に再補助等されているものに関する支出」の割合により計算する。